

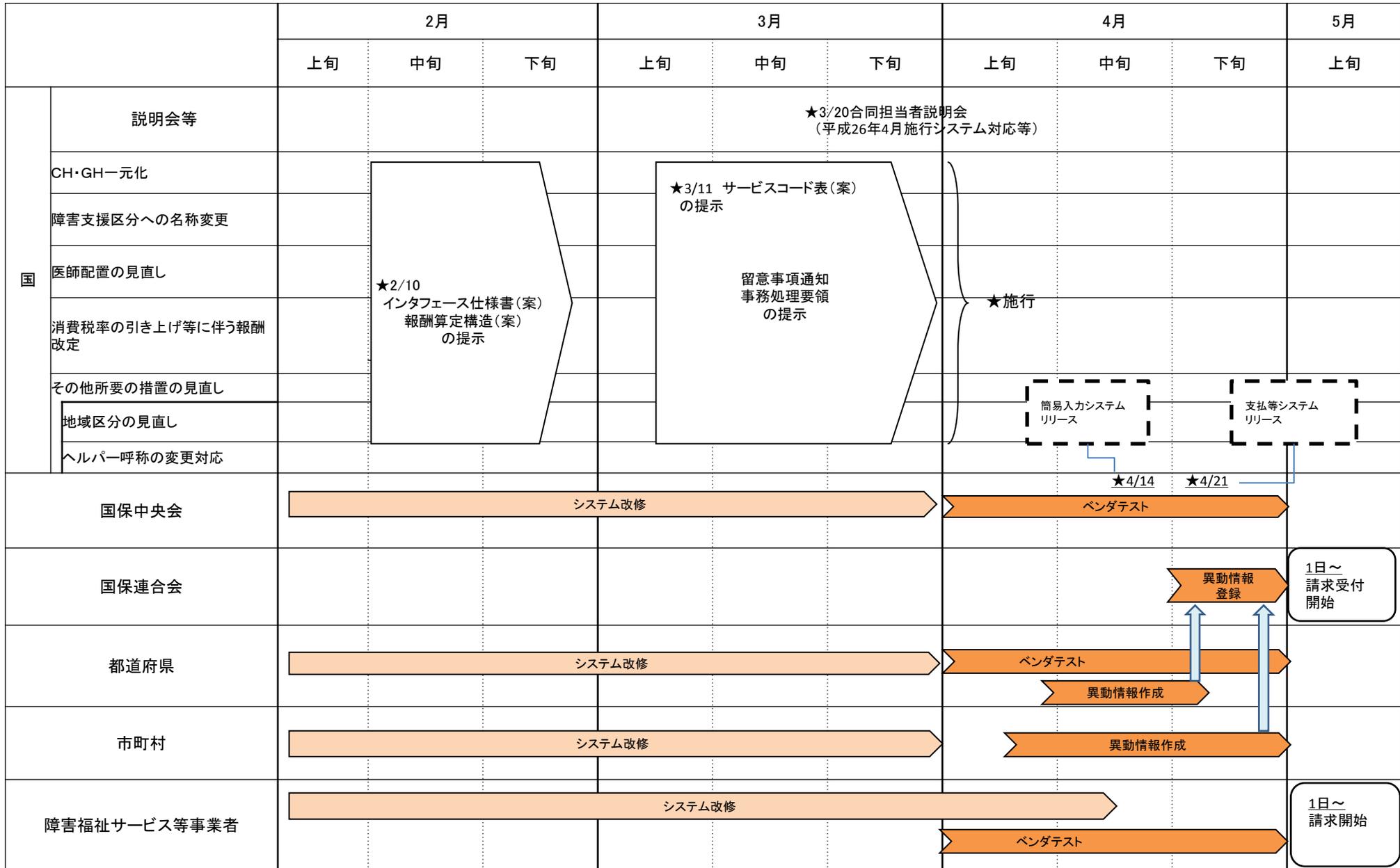
障害者総合支援給付支払等システムについて

平成26年3月20日

社会・援護局 障害保健福祉部 企画課給付管理係

1. システム関係の今後のスケジュール

平成26年4月施行分等に係るシステム関係スケジュール



2. 平成26年4月インタフェース仕様書の主な変更点について

平成26年4月インタフェース仕様書の主な変更点について

平成26年4月より施行される「ケアホームのグループホームへの一元化」、「障害程度区分から障害支援区分への見直し」、「障害者支援施設(生活介護を実施)の医師配置の緩和」及び「消費税率引き上げに伴う報酬改定」等に伴い、各システム間のインタフェースについても所要の見直しを行う。
 インタフェース仕様書の主な変更点は、以下のとおり。

■ 共通編

改正内容	情報名	改正内容に基づく対応
ケアホームのグループホームへの一元化	全体	平成26年3月で廃止となる「共同生活介護」に関する各種コードについて、平成26年4月以降使用しない旨の記載を追加
	決定サービスコード	以下の決定サービスコードを削除 <ul style="list-style-type: none"> ・「311000: 共同生活介護基本決定」 ・「312000: 共同生活介護経過的居宅介護決定」 ・「313000: 共同生活介護重度障害者居宅介護利用対象者決定」 ・「310902: 共同生活介護加算重度障害者支援加算対象者」 ・「310903: 共同生活介護加算自立生活支援加算対象者」 ・「310906: 共同生活介護加算地域生活移行個別支援加算対象者」 ・「310801: 共同生活介護特定障害者特別給付費対象者」 ・「330903: 共同生活援助加算自立生活支援加算対象者」
		以下の決定サービスコードを追加 <ul style="list-style-type: none"> ・「332000: 共同生活援助経過的居宅介護決定」 ・「333000: 共同生活援助重度障害者居宅介護利用対象者決定」 ・「330902: 共同生活援助加算重度障害者支援加算対象者」 ・「330802: 共同生活援助受託居宅介護サービス費対象者」

改正内容	情報名	改正内容に基づく対応
ケアホームのグループホームへの一元化	事業所区分コード	「事業所区分コード」について、以下を変更 ・「1:総合支援法(指定事業所)(GH・CH・相談支援事業所を除く)」 ⇒「1:総合支援法(指定事業所)(GH・相談支援事業所を除く)(異動年月日の年月、またはサービス提供年月が平成26年3月以前は総合支援法(指定事業所)(GH・CH・相談支援事業所を除く))」 ・「2:総合支援法(指定事業所)(GH・CH)」 ⇒「2:総合支援法(指定事業所)(GH)(異動年月日の年月、またはサービス提供年月が平成26年3月以前は総合支援法(指定事業所)(GH・CH))」
	サービス種類コード	「31:共同生活介護」を削除
	施設等の区分	共同生活援助に関する施設等の区分を追加
	大規模住居等減算の有無	共同生活援助において、以下を追加 ・「4:定員21人以上(一体的な運営が行われている場合)」
	共同生活介護夜間支援対象利用者数 共同生活援助夜間防災・緊急時支援対象利用者数	「共同生活介護夜間支援対象利用者数」、「共同生活援助夜間防災・緊急時支援対象利用者数」を削除
	申立事由コード	「申立事由コード」について、以下を変更 ・「11:介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第三)」 ⇒「11:訓練等給付費等明細書(様式第三)(サービス提供年月が平成26年3月以前は介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第三))」
	夜間支援等体制加算対象利用者数 主たる事業所施設区分	「夜間支援等体制加算対象利用者数」、「主たる事業所施設区分」を追加
障害程度区分から障害支援区分への見直し	全体	「障害程度区分」を「障害支援区分」に、文言を変更

■都道府県編

改正内容	情報名	改正内容に基づく対応
ケアホームのグループホームへの一元化	全体	平成26年3月で廃止となる「共同生活介護」について、平成26年4月以降使用しない旨の記載を追加
	事業所情報	サービス提供単位番号の桁数を2桁から3桁に変更
		加算等の届出を管理するため、以下の項目を追加 ・「夜間支援等体制加算区分」、「夜間支援等体制加算対象利用者数」、「主たる事業所施設区分」、「医療連携体制加算(V)の有無」
障害者支援施設(生活介護を実施)の医師配置の緩和	事業所情報	減算の届出を管理するため、以下の項目を追加 ・「配置医減算の有無」

■市町村編

改正内容	情報名	改正内容に基づく対応
ケアホームのグループホームへの一元化	全体	平成26年3月で廃止となる「共同生活介護」について、平成26年4月以降使用しない旨の記載を追加
	受給者情報	共同生活援助(受託居宅介護サービス費)の支給決定情報を設定できるように変更
	市町村審査用資料情報	「共同生活介護合計日数」を「共同生活援助合計日数」に、項目名を変更
	過誤申立書情報	「申立事由コード」について、以下を変更 <ul style="list-style-type: none"> ・「11:介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第三)」 ⇒「11:訓練等給付費等明細書(様式第三)(サービス提供年月が平成26年3月以前は介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第三))」
障害程度区分から障害支援区分への見直し	受給者情報 市町村審査用資料情報 給付実績交換情報	「障害程度区分」を「障害支援区分」に、項目名及び文言を変更
その他	市町村審査用資料情報	介護職員養成研修の見直しに伴い、以下の文言を変更 <ul style="list-style-type: none"> ・「1・2級ヘルパー等」⇒「初任者研修課程修了者等」 ・「3級ヘルパー等」⇒「基礎研修課程修了者等」 ・「1・2級等」⇒「初任者等」 ・「3級等」⇒「基礎等」
	市町村審査用資料情報 都道府県等審査用資料情報	以下の項目名を変更 <ul style="list-style-type: none"> ・「合計1(身体介護・行動援護・重度訪問)」⇒「合計1」 ・「合計2(通院介護(伴う))」⇒「合計2」 ・「合計3(家事援助)」⇒「合計3」 ・「合計4(通院介護(伴わず))」⇒「合計4」 ・「合計5(通院等乗降介助)」⇒「合計5」

■サービス事業所編

改正内容	情報名	改正内容に基づく対応
ケアホームのグループホームへの一元化	全体	平成26年3月で廃止となる「共同生活介護」について、サービス提供年月が平成26年4月以降使用しない旨の記載を追加
	介護給付費等明細書情報	共同生活援助サービスの日数情報レコードにおいて、「開始年月日」「終了年月日」の設定方法を見直し
	サービス提供実績記録票情報	「共同生活介護合計日数」を「共同生活援助合計日数」に、項目名を変更
		追加となる加算の実績を設定できるように、該当する項目の内容を変更
		サービス提供実績記録票設定例に共同生活援助(受託居宅介護サービス費)の設定方法を追加
共同生活援助サービス実績記録票の様式について、以下の対応を実施 ・「様式18」を「様式18-1」に、様式名を変更 ・「様式18-2」の様式を追加		
障害程度区分から障害支援区分への見直し	介護給付費等明細書情報	「障害程度区分」を「障害支援区分」に、項目名を変更
その他	サービス提供実績記録票情報	介護職員養成研修の見直しに伴い、以下の文言を変更 ・「1・2級ヘルパー等」⇒「初任者研修課程修了者等」 ・「3級ヘルパー等」⇒「基礎研修課程修了者等」 ・「1・2級等」⇒「初任者等」 ・「3級等」⇒「基礎等」
		以下の項目名を変更 ・「合計1(身体介護・行動援護・重度訪問)」⇒「合計1」 ・「合計2(通院介護(伴う))」⇒「合計2」 ・「合計3(家事援助)」⇒「合計3」 ・「合計4(通院介護(伴わず))」⇒「合計4」 ・「合計5(通院等乗降介助)」⇒「合計5」

3. ケアホームのグループホームへの一元化について

①異動連絡票情報等作成の際の留意事項

期間項目（開始年月日等）の設定について

平成26年4月施行分の「ケアホームのグループホームへの一元化」により共同生活介護が廃止となり、共同生活援助へ一元化される。

これに伴い、ケアホームからグループホームへ移行した場合の異動／訂正連絡票情報及び請求情報の『**期間に関する項目**』については、施行日（平成26年4月1日）以降の日付を設定すること。

対象の項目については、「平成26年4月以降を設定する必要がある項目一覧」を参照。

■平成26年4月以降を設定する必要がある項目一覧

対象情報	項目名	備考
事業所異動／訂正連絡票情報 (サービス情報)	・事業開始年月日	平成26年4月にみなし指定、または改めて指定を受け、共同生活介護から共同生活援助に移行した事業所において、サービス種類コードに「33:共同生活援助」が設定されている場合 ※平成26年4月ではなく、現に指定を受けている共同生活介護の事業開始年月日を設定しても差し支えない。
事業所異動／訂正連絡票情報 (サービス情報)	・指定有効開始年月日	平成26年4月にみなし指定、または改めて指定を受け、共同生活介護から共同生活援助に移行した事業所において、サービス種類コードに「33:共同生活援助」が設定されている場合
受給者異動／訂正連絡票情報 (支給決定情報)	・決定支給期間(開始年月日)	平成26年4月時点で共同生活介護についての支給決定を受けており、平成26年4月に共同生活援助のみなし支給決定された受給者において、共同生活援助の決定サービスコード(33XXXX)が設定されている場合
介護給付費等明細書情報 (日数情報)	・サービス開始日等・開始年月日	平成26年4月にみなし指定、または改めて指定を受け、共同生活介護から共同生活援助に移行した事業所において、サービス種類コードに「33:共同生活援助」が設定されている場合

設定のイメージ

①事業所異動／訂正連絡票情報(サービス情報)

事業開始年月日

平成26年4月にみなし指定、または改めて指定を受け、共同生活介護から共同生活援助に移行した事業所において、サービス種類コードに「33:共同生活援助」が設定されている場合、指定有効開始年月日には、平成26年4月1日以降の日付を設定する。

事業所異動連絡票情報(サービス情報)

異動年月日	異動区分コード	事業所番号	サービス種類コード	事業開始年月日	事業廃止年月日	指定有効開始年月日	みなし指定の有無	...
2014.04.01	1:新規	9920011111	33:共同生活援助	<u>2014.04.01</u>	—	<u>2014.04.01</u>	1:無し	...

平成26年4月にみなし指定、または改めて指定を受け、共同生活介護から共同生活援助に移行した事業所において、サービス種類コードが「33:共同生活援助」の場合、事業開始年月日には、平成26年4月1日以降の日付、または現に受けている共同生活介護の事業開始年月日を設定する。

②受給者異動／訂正連絡票情報(支給決定情報)

支給決定期間(開始年月日)

受給者異動連絡票情報(支給決定情報)

異動年月日	異動区分コード	証記載市町村番号	受給者証番号	決定サービスコード	決定支給量	支給決定期間(開始年月日)	支給決定期間(終了年月日)	...
2014.04.01	1:新規	991111	9911111111	33XXXX	00003100	<u>2014.04.01</u>	2017.03.31	...

平成26年4月時点で共同生活介護についての支給決定を受けており、平成26年4月に共同生活援助のみなし支給決定された受給者において、決定サービスコードが「33XXXX」の場合、平成26年4月1日以降の日付を設定する。

③介護給付費・訓練等給付費等明細書情報(GH・CH)(日数情報) サービス開始日等・開始年月日

訓練等給付費等明細書(様式第三)

サービス 種別	3	3	開始年月日	平成	2	6	年	4	月	1	日	終了年月日	平成		年		月		日	入院日数		外泊日数	
			開始年月日	平成			年		月		日	終了年月日	平成		年		月		日	入院日数		外泊日数	

平成26年4月にみなし指定、または改めて指定を受け、共同生活介護から共同生活援助に移行した事業所において、サービス種類コードが「33:共同生活援助」の場合、開始年月日には、平成26年4月1日以降の日付を設定する。

事業所のみなし指定に伴う期間の設定について

平成26年4月より共同生活介護が廃止となり、共同生活援助へ一元化される。

これに伴い、現在、共同生活介護の指定を受けている事業所については、施行日(平成26年4月1日)以降、指定共同生活援助(介護サービス包括型)の指定を受けているものとしてみなされる。

また、現在、共同生活援助の指定を受けている事業所については、施行日以降、外部サービス利用型指定共同生活援助の指定を受けているものとみなされる。(以下、「みなし指定」という。)

各サービスに対するみなし指定の期間については、下表を参照。

■みなし指定の期間一覧

現行サービス	施行後のサービス	みなし指定の期間
31:共同生活介護	33:共同生活援助(介護サービス包括型)	現に受けている指定の有効期間の残存期間と同一の期間
33:共同生活援助	33:共同生活援助(外部サービス利用型)	現に受けている指定の有効期間の残存期間と同一の期間

都道府県においては、指定共同生活援助(介護サービス包括型)がみなし指定の場合でも、事業所異動/訂正連絡票情報(サービス情報)を作成し、国保連合会へ提出すること。

■ 指定共同生活援助(介護サービス包括型)の指定申請があった事業所

- 1) サービス種類コードに、「33:共同生活援助」のサービス種類コードを設定する。
- 2) 事業開始年月日に、施行日(平成26年4月1日)以降の日付、または現に受けている共同生活介護の事業開始年月日を設定する。
- 3) みなし指定の有無に、「1:無し」を設定する。
- 4) 指定有効開始年月日に、指定を受けた日付(平成26年4月1日以降)を設定する。

事業所異動連絡票情報(サービス情報)のイメージ

異動年月日	異動区分コード	事業所番号	サービス種類コード	事業開始年月日	事業廃止年月日	施設等の区分	みなし指定の有無	指定有効開始年月日	...
2014.04.01	1:新規	9920011111	33:共同生活援助	<u>2014.04.01</u>	—	1:介護サービス包括型	1:無し	<u>2014.04.01</u>	...

■ 指定共同生活援助(介護サービス包括型)の指定申請がない事業所(みなし指定事業所)

- 1) サービス種類コードに、「33:共同生活援助」のサービス種類コードを設定する。
- 2) 事業開始年月日に、施行日(平成26年4月1日)以降の日付、または現に受けている共同生活介護の事業開始年月日を設定する。
- 3) みなし指定の有無に、「2:有り」を設定する。
- 4) 指定有効開始年月日に、指定を受けた日付(平成26年4月1日以降)を設定する。

事業所異動連絡票情報(サービス情報)のイメージ

異動年月日	異動区分コード	事業所番号	サービス種類コード	事業開始年月日	事業廃止年月日	施設等の区分	みなし指定の有無	指定有効開始年月日	...
2014.04.01	1:新規	9920011111	33:共同生活援助	<u>2014.04.01</u>	—	1:介護サービス包括型	2:有り	<u>2014.04.01</u>	...

注: みなし指定の有無が「2:有り」の事業所については、みなし指定の有効期間内に指定申請していただき、みなし指定の有無を「1:無し」として、事業所情報を変更する必要がある。

都道府県においては、外部サービス利用型指定共同生活援助がみなし指定の場合でも、事業所異動／訂正連絡票情報(サービス情報)を作成し、国保連合会へ提出すること。

■ 外部サービス利用型指定共同生活援助の指定申請があった事業所

- 1) サービス種類コードに、「33:共同生活援助」のサービス種類コードを設定する。
- 2) 事業開始年月日に、施行日(平成26年4月1日)以降の日付、または現に受けている共同生活援助の事業開始年月日を設定する。
- 3) みなし指定の有無に、「1:無し」を設定する。
- 4) 指定有効開始年月日に、指定を受けた日付(平成26年4月1日以降)を設定する。

事業所異動連絡票情報(サービス情報)のイメージ

異動年月日	異動区分コード	事業所番号	サービス種類コード	事業開始年月日	事業廃止年月日	施設等の区分	みなし指定の有無	指定有効開始年月日	...
2014.04.01	1:新規	9920011111	33:共同生活援助	2014.04.01	—	2:外部サービス利用型	1:無し	2014.04.01	...

■ 外部サービス利用型指定共同生活援助の指定申請がない事業所(みなし指定事業所)

- 1) 異動区分コードに「2:変更」を設定する。 ※現に受けている共同生活援助に対する変更
- 2) 事業開始年月日に、現に受けている共同生活援助の事業開始年月日を設定する。
- 3) みなし指定の有無に、「2:有り」を設定する。
- 4) 指定有効開始年月日に、指定を受けた日付(平成26年4月1日以降)、または現に受けている共同生活援助の指定有効開始年月日を設定する。

事業所異動連絡票情報(サービス情報)のイメージ

異動年月日	異動区分コード	事業所番号	サービス種類コード	事業開始年月日	事業廃止年月日	施設等の区分	みなし指定の有無	指定有効開始年月日	...
2014.04.01	2:変更	9920011111	33:共同生活援助	2013.04.01	—	2:外部サービス利用型	2:有り	2014.04.01	...

注: みなし指定の有無が「2:有り」の事業所については、みなし指定の有効期間内に指定申請していただき、みなし指定の有無を「1:無し」として、事業所情報を変更する必要がある。

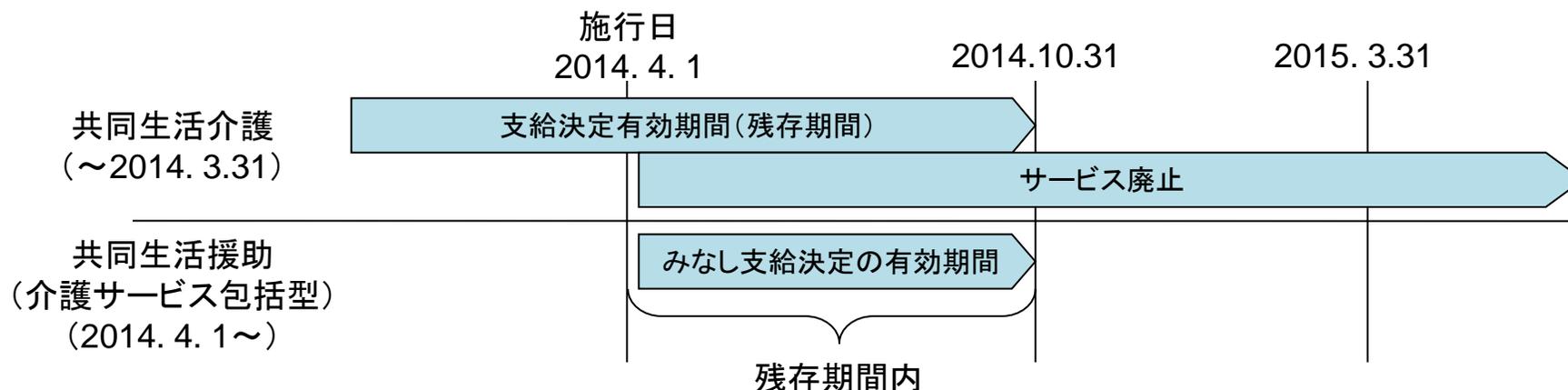
受給者のみなし支給決定に伴う期間の設定について

- 平成26年4月より共同生活介護が廃止となり、共同生活援助へ一元化される。
- これに伴い、現在、共同生活介護について支給決定を受けている受給者については、施行日(平成26年4月1日)以降、共同生活援助について支給決定を受けているものとしてみなされる。(以下、「みなし支給決定」という。)
- 共同生活援助に対するみなし支給決定の期間は、現に受けている支給決定の有効期間の残存期間と同一の期間となる。
- みなし支給決定の期間については、下表を参照。
- ■みなし支給決定の期間一覧

現行の決定サービスコード	施行後の決定サービスコード	みなし支給決定の期間
31XXXX:共同生活介護	33XXXX:共同生活援助	現に受けている支給決定の有効期間の残存期間と同一の期間

■ みなし支給決定の期間は現に受けている支給決定の有効期間の残存期間となる

現に受けている共同生活介護の支給決定については施行日(平成26年4月1日)以降、廃止となるが、現に受けている支給決定の有効期間の残存期間内においては、共同生活援助の支給決定を受けているものとみなされる。ただし、残存期間の終了後は、新たに共同生活援助の支給決定を行う必要がある。



市町村においては、みなし支給決定の場合でも、受給者異動／訂正連絡票情報(支給決定情報)を作成し、国保連合会へ提出すること。

■ 共同生活援助をみなし支給決定する場合

- 1) 決定サービスコードに、共同生活援助の決定サービスコードを設定する。
- 2) 決定支給期間(開始年月日)に、施行日(平成26年4月1日)以降の日付を設定する。
- 3) 決定支給期間(終了年月日)に、現に受けている共同生活介護の有効期間内の日付を設定する。

受給者異動連絡票情報(支給決定情報)のイメージ

異動年月日	異動区分 コード	証記載 市町村番号	受給者証番号	決定サービス コード	決定支給量	決定支給期間 (開始年月日)	決定支給期間 (終了年月日)	...
2014.04.01	1:新規	991111	9911111111	33XXXX	00003100	2014.04.01	2014.10.31	...

現に共同生活援助の支給決定を受けている場合、改めて受給者異動連絡票情報(支給決定情報)を作成し、国保連合会へ提出する必要はない。

なお、受託居宅介護サービスを受ける場合には、新たに支給決定を行う必要がある。

**②平成26年4月以降の介護給付費等の
請求事務について(案)**

平成26年4月からの介護給付費等の請求書様式等の主な改正点について

平成26年4月の政省令及び告示の改正に伴い、請求省令様式等の一部改正及び追加を行う。

	様式名称	様式番号	区分	変更内容
障害者総合支援法	訓練等給付費等明細書	様式第三	変更	ケアホームのグループホームへの一元化に伴い、様式名称を「介護給付費・訓練等給付費等明細書」から「訓練等給付費等明細書」に変更。 障害程度区分から障害支援区分への見直しに伴い、「障害程度区分」欄を「障害支援区分」欄に名称変更。
	重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票	様式4	変更	ケアホームのグループホームへの一元化に伴い、「サービス種別」欄の記載方法を変更。 ケアホームのグループホームへの一元化に伴い、「共同生活介護合計日数」欄を「共同生活援助合計日数」欄に名称変更。
	共同生活援助サービス提供実績記録票	様式18-1 ※	変更	ケアホームのグループホームへの一元化に伴い、「夜間防災・緊急時支援体制加算」欄を「夜間支援等体制加算」欄に名称変更。 ケアホームのグループホームへの一元化に伴い、「自立生活支援加算」欄を明細上から削除し、算定日等を設定する欄を新規に追加。
	共同生活援助サービス提供実績記録票	様式18-2 ※	新規	ケアホームのグループホームへの一元化に伴い、受託居宅介護サービスの支援実績の報告に使用する実績記録票の様式を新たに追加。

※共同生活援助事業所のサービス提供形態により、作成する様式が異なる。

事業所の施設区分	受託居宅介護サービス	作成する提供実績記録票
共同生活援助事業所(介護サービス包括型)	—	様式18-1を作成する
外部サービス利用型共同生活援助事業所	提供なし	様式18-1を作成する
	提供あり	様式18-1と様式18-2を作成する

共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-1)の記載における変更点

本様式は、事業所番号(10桁)の3桁目が「2」の事業所が使用する様式。

(様式18-1)

平成 年 月 分 共同生活援助サービス提供実績記録票

受給者証番号	支給決定障害者氏名	事業所番号	事業所及びその事業所
--------	-----------	-------	------------

日付	曜日	支援実績					利用者確認印	備考
		サービス提供の状況	夜間支援等体制加算	入居時支援特別加算	帰宅時支援加算	日中支援加算		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
合計								

自立生活支援加算 入居中算定日 退居日 退居後算定日

実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する。

様式番号を「様式18」から「様式18-1」に変更。

日中支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たす支援を行った場合は「1」、日中支援加算(Ⅱ)の算定要件を満たす支援を行った場合は「2」を記載する。

※ 報酬上算定できる回数にかかわらず、要件を満たす場合(実際に支援を行った場合)は記載する。

「夜間防災・緊急時支援体制加算」欄を「夜間支援等体制加算」欄に変更。

夜間支援等体制加算(Ⅰ)の算定要件を満たす場合は「1」、夜間支援等体制加算(Ⅱ)の算定要件を満たす場合は「2」、夜間支援等体制加算(Ⅲ)の算定要件を満たす場合は「3」を記載する。

※ すべてサービス提供日に限る。

「自立生活支援加算」欄を明細上から削除し、算定日等を設定する項目として新規に追加。

- ① 「入居中算定日」欄に、入居中において自立生活支援加算が算定される支援を行った日を記載する。
- ② 「退居日」欄に、支給決定障害者が当該共同生活住居を退居した日を記載する。
- ③ 「退居後算定日」欄に、退居後において自立生活支援加算が算定される支援を行った日を記載する。

**③共同生活援助の受託居宅介護サービス費に係る
サービスコードの考え方について**

サービスコードの考え方について

報酬算定には、算定時間数に応じたサービスコードを使用する。

サービスコードは、「提供時間」によりそれぞれ単位数が異なり、居宅介護等のような「提供時間帯」、「提供人数」により単位数が分かれるサービスコードはない。

○サービスコードの体系

算定時間数	サービスコード	サービスコード名称	単位数
所要時間15分未満の場合	332111	外部利用生援受託居宅介護0.25	99単位
所要時間15分以上30分未満の場合	332112	外部利用生援受託居宅介護0.50	199単位
所要時間30分以上45分未満の場合	332113	外部利用生援受託居宅介護0.75	271単位
所要時間45分以上1時間未満の場合	332114	外部利用生援受託居宅介護1.00	361単位
所要時間1時間以上1時間15分未満の場合	332115	外部利用生援受託居宅介護1.25	451単位
所要時間1時間15分以上1時間30分未満の場合	332116	外部利用生援受託居宅介護1.50	541単位
所要時間1時間30分以上1時間45分未満の場合	332117	外部利用生援受託居宅介護1.75	580単位
所要時間1時間45分以上2時間未満の場合	332118	外部利用生援受託居宅介護2.00	617単位
所要時間2時間以上2時間15分未満の場合	332119	外部利用生援受託居宅介護2.25	654単位
所要時間2時間15分以上2時間30分未満の場合	332120	外部利用生援受託居宅介護2.50	691単位
所要時間2時間30分以上2時間45分未満の場合	332121	外部利用生援受託居宅介護2.75	728単位
所要時間2時間45分以上3時間未満の場合	332122	外部利用生援受託居宅介護3.00	765単位
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.
所要時間23時間45分以上24時間未満の場合	332206	外部利用生援受託居宅介護24.00	3,873単位

○サービスコードの算定方法

算定時間数に応じたサービスコードを使用する。

下記の例の場合、算定時間数が1.0時間であるため、所要時間45分以上1時間未満の場合の「332114」のサービスコードを算定する。

提供 通番	日付	サービス提供時間		算定 時間数
		開始時間	終了時間	
1	1日	10:00	11:00	1.0

→

サービスコード	サービス内容	単位数
332114	外部利用生援受託居宅介護1.00	361単位

事例① 通常のサービスの場合

【サービス提供実績】

時間																							
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23

受託居宅
介護

例) 4月1日(火)にサービスを利用

① 10:00~11:30(1人体制)

【サービス提供実績記録票の設定】

提供 通番	日付	サービス提供時間		算定 時間数
		開始時間	終了時間	
1	1日	10:00	11:30	1.5
合計				1.5

【報酬算定の考え方】

サービスコード	サービス内容	単位数
332116	外部利用生援受託居宅介護1.50	541単位

事例⑧ サービス提供時間が10分以上15分未満の場合

【サービス提供実績】

時間																							
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
										受託居宅介護													

例) 4月1日(火)にサービスを利用

① 10:00~10:10(1人体制)

【サービス提供実績記録票の設定】

提供 通番	日付	サービス提供時間		算定 時間数
		開始時間	終了時間	
1	1日	10:00	10:10	0.25
合計				0.25

【報酬算定の考え方】

サービスコード	サービス内容	単位数
332111	外部利用生援受託居宅介護0.25	99単位



Point! サービス提供実績記録票の設定について

提供時間数が15分未満であっても、提供時間数が10分以上の場合は、算定時間数は最小の所要時間を設定する。
この場合、算定時間数は0.25となる。

事例⑨ サービス提供時間が10分未満の場合

【サービス提供実績】

時間																							
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
						受託居宅介護																	

例) 4月1日(火)にサービスを利用

① 6:00~ 6:05(1人体制)

【サービス提供実績記録票の設定】

提供 通番	日付	サービス提供時間		算定 時間数
		開始時間	終了時間	
+	1日	6:00	6:05	0.00
合計				0.00

【報酬算定の考え方】

サービスコード	サービス内容	単位数



Point! サービス提供実績記録票の設定について

提供時間数が10分未満の場合は、原則として報酬算定できない。
この場合、実績記録票には設定しない。

事例⑩ 1人のヘルパーが複数の利用者を支援する場合

【サービス提供実績】

時間																							
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
										受託居宅介護（複数支援（4人）） ※受給者A、B、C、Dに支援を実施													

例) 4月1日(火)にサービスを利用

- ① 10:00~16:00(1人体制)
※複数支援(4人)

【サービス提供実績記録票の設定】

提供 通番	日付	サービス提供時間		算定 時間数
		開始時間	終了時間	
1	1日	10:00	16:00	1.5
合計				1.5

【報酬算定の考え方】

サービスコード	サービス内容	単位数
332116	外部利用生援受託居宅介護1.50	541単位



Point! サービス提供実績記録票の設定について

サービス提供時間は、共同生活住居においてサービスを提供した全体の時間を設定する。

算定時間数は、1回のサービス提供時間(6時間)を1回の利用者の人数(4人)で除した結果の利用者1人当たりの所要時間数(1.5時間)を設定する。

なお、備考欄に複数支援(1回の利用者の人数)を設定する。

4. その他改正等への対応について

(1)消費税率引き上げに伴う報酬改定について

【概要】

平成26年4月に消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、障害福祉サービス等報酬等においても、各サービス毎に影響する相当分について改定を行う。

※消費税率引き上げに伴う障害福祉サービス等報酬全体の平均改定率 : 0.69%

また、市町村に対する国庫負担基準については、報酬単価に連動して見直しを行う。

【システムへの影響・対応】

I 単位数

- 平成26年度以降の単位数について、消費税率引き上げに影響する相当分を上乗せした単位数に変更する。
- 平成26年度の消費税の引き上げに伴う報酬改定に対応した単位数を設定する必要がある。
※支払等システム及び簡易入力システムは、今回のリリースで対応予定。
- 事業所においては、平成26年度以降の改定後の単位数で請求を行うために、簡易入力システムの更新が必要となり、インストール等の作業が発生する。

(2) 平成26年4月から導入される多子軽減措置について

【概要】

児童福祉法施行令において、兄又は姉が保育所に通園していること等を要件として設定し、該当する利用児童に係る負担額を引き下げるもの。

なお、多子軽減の対象となる利用者負担は、児童発達支援、医療型児童発達支援（医療に係る部分の利用者負担は除く）、または保育所等訪問支援のサービスに係る利用者負担（就学前児童が利用する場合に限る）となる。

【国保連システムの取り扱い】

平成26年10月を目途に、国保連システムの改修を完了させる予定であるため、平成26年4月の法施行からシステム改修が完了するまでの間は、システム上で多子軽減措置を考慮した請求を取り扱うことはできないため、以下のⅠ－①の対応をお願いしたい。システム対応については、内容が固まり次第、別途お知らせする。

【多子軽減措置を導入する流れ】

Ⅰ 報酬支払に国保連システムを利用している自治体

- ①システム改修が完了するまでの間は、各世帯が軽減措置導入前の基準で算定した負担額を事業者に対して一旦支払い、別途各市町村に対して軽減措置導入後の基準で算定した負担額との差額の償還払いを請求する形を想定している。（実施イメージの「参考1」参照。）
- ②システム改修完了後は、事業者が、要件に該当する世帯に請求する額を引き下げ、その分を市町村に上乘せして請求する形を想定している。（実施イメージの「参考2」参照。）

Ⅱ 報酬支払に国保連システムを利用していない自治体

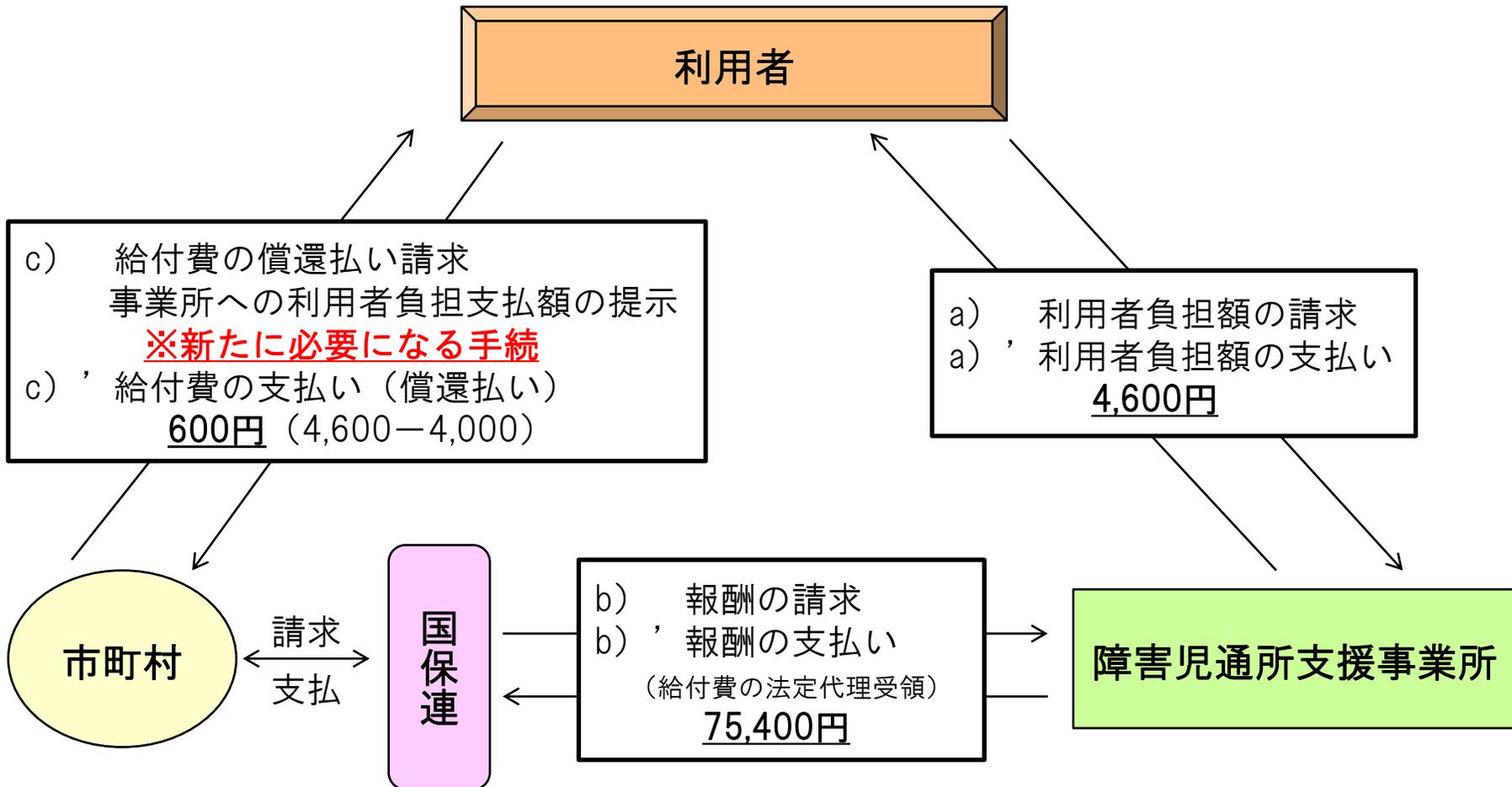
- ①各自治体の判断により、上記償還払い又は事業所による請求額の調整のいずれかの方法により対応することとなる。なお、自治体で独自システムを構築しており、その改修が必要となる場合には、上記Ⅰと同様の対応になることを想定している。

実施イメージ

(参考1)

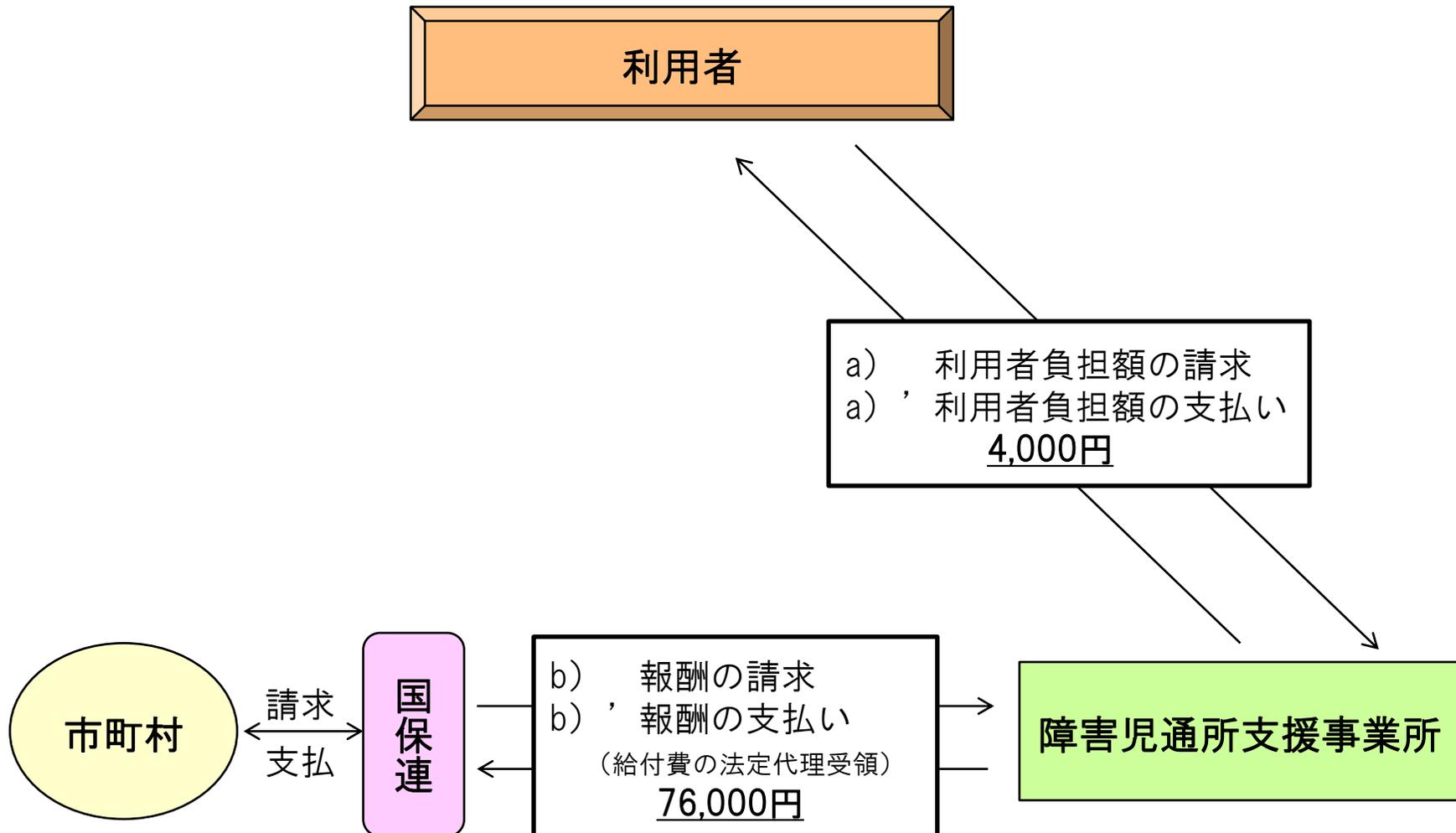
《前提条件》

- ・ 一般1の世帯【年収600万円】
- ・ 子ども2人（第一子：保育所利用、第二子：障害児通所支援利用）
- ・ 第二子（負担が5/100上限）についてのイメージ
- ・ 一月の通所支援にかかった費用総額は8万円（⇒負担上限は4千円）



《前提条件》

- ・ 一般1の世帯【年収600万円】
- ・ 子ども2人（第一子：保育所利用、第二子：障害児通所支援利用）
- ・ 第二子（負担が5/100上限）についてのイメージ
- ・ 一月の通所支援にかかった費用総額は8万円（⇒負担上限は4千円）



(3) 障害者支援施設(生活介護を実施)の医師配置の緩和について

【概要】

障害者支援施設にて生活介護を実施する場合、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うため、基準省令にて医師配置が義務付けられているが、施設における利用者の状態像(疾病、障害程度等)を勘案し、必ずしも日常生活上の健康管理及び療養上の指導を必要としない施設については、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が提供されることを条件として、医師の配置を行わない取扱いとする。具体的には、医師の配置をしない場合には、生活介護の基本報酬から減算を行う。

【システムへの影響・対応】

I 台帳関係

- 「事業所異動／訂正連絡票情報(サービス情報)」に、医師配置の項目を追加する。
- 平成26年4月以降、医師配置の減算に該当する事業所は、都道府県において「事業所異動／訂正連絡票情報」を作成し、国保連合会へ登録する必要があるが、そのためには都道府県において、インタフェース仕様書等を参照し、適宜必要な対応をお願いしたい。

※医師配置の減算に該当しない事業所は、「事業所異動／訂正連絡票情報」を作成する必要はない。

- 都道府県は、国保連合会において的確に点検処理がなされるよう、「事業所異動／訂正連絡票情報」の作成・国保連合会への提出に当たっては万全を期されるようお願いしたい。

II 点検関係

- サービス提供年月が平成26年4月以降の生活介護の事業所からの請求に対して、医師配置の減算に該当する事業所の算定要件に関する点検を実施する。

(4) 地域区分の見直しについて

【概要】

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定において、地域区分の見直しが行われ、平成27年度から完全施行となる。完全施行までの間(平成24年度から平成26年度まで)は、激変緩和のための経過措置を設けている。

【システムへの影響・対応】

I 台帳関係

- 地域区分が変更となる事業所については、事業所台帳情報(サービス情報)の地域区分コードの変更が必要となる。そのため、都道府県においては「事業所異動／訂正連絡票情報」を作成し、国保連合会へ登録する必要がある。
- 都道府県は、国保連合会において的確に点検処理がなされるよう、「事業所異動／訂正連絡票情報」の作成・国保連合会への提出に当たっては万全を期されるようお願いしたい。

※障害児支援の場合、「事業所異動／訂正連絡票情報」は「障害児施設異動／訂正連絡票情報」に置き換える

II 単位数単価

- 平成26年度の地域区分に対応した単位数単価を設定する必要がある。
※支払等システム及び簡易入力システムは、今回のリリースで対応予定。
- 事業所においては、簡易入力システムの更新が必要となるため、インストール等の作業が発生する。

5. 障害者総合支援給付支払等システムに係るQ&Aについて

No	区分	質問	回答	備考
1	ケアホームとグループホームの一元化	平成26年2月28日付事務連絡「共同生活介護(ケアホーム)と共同生活援助(グループホーム)の一元化に伴う指定及び支給決定事務等に係る留意事項について」のⅠ事業所指定において、平成26年4月1日に共同生活介護の指定を受けている事業者は、共同生活援助に係る指定を受けたものとみなされるため、指定の申請等の手続きは不要とあるが、国保連合会に対してもみなし指定された事業所の情報を提出する必要はないと考えてよいか。	サービス種類が共同生活介護から共同生活援助に変更となるため、みなし指定の場合でも、共同生活援助の内容の事業所異動連絡票情報(サービス情報)を作成し、国保連合会へ提出する必要がある。	平成26年3月11日付事務連絡
2	ケアホームとグループホームの一元化	平成26年2月28日付事務連絡「共同生活介護(ケアホーム)と共同生活援助(グループホーム)の一元化に伴う指定及び支給決定事務等に係る留意事項について」のⅡ支給決定事務において、平成26年4月1日に共同生活介護の支給決定を受けている利用者がみなし支給決定された場合、本市においては、みなし支給決定された利用者に対し、特段受給者証の交付等の手続きを行う予定はないが、国保連合会に対しても支給決定情報を提出する必要はないと考えてよいか。	みなし支給決定の場合でも、サービス種類が共同生活介護から共同生活援助に変更となることから、共同生活援助の内容の受給者異動連絡票情報(支給決定情報)を作成し、国保連合会へ提出する必要がある。	平成26年3月11日付事務連絡
3	ケアホームとグループホームの一元化	外部サービ利用型指定共同生活援助に入居し、受託居宅介護サービスの提供を受けることを希望する利用者に対しては、「受託居宅介護サービス費の支給量(時間(15分単位)／月)」を決定することとなるが、国保連合会に提出する「330802:共同生活援助受託居宅介護サービス費対象者」の支給決定情報についても決定支給量を設定して提出すると考えてよいか。	お見込みのとおり。	平成26年3月11日付事務連絡
4	生活介護の医師配置	平成26年3月7日の主管課長会議資料(障害福祉課／地域生活支援推進室／障害児・発達障害者支援室提出資料)の7ページ、「4 生活介護における医師配置の取扱いについて」の【参考】体制の届出(変更案)では、「医師配置」について「1. なし 2. あり」と記載がされているが、システム上では「配置医減算の有無」について「1. なし 2. あり」を設定することとなっている。生活介護において医師を配置しておらず、体制の届出において「1. なし」と記載した場合、システム上では「2. あり」を設定するという理解でよいか。 また、従前通り医師を配置しており、体制の届出を行っていない場合(体制の届出で「2. あり」と記載した場合も同様)、システム上は自動的に「1. なし」と設定されているとみなされ、システム設定に係る作業は特段発生しないということによろしいか。	お見込みのとおり。 ただし、平成26年4月以降にその他の体制等に変更が生じ、生活介護における事業所異動連絡票情報(サービス情報)を国保連合会へ提出する場合、「配置医減算の有無」についても必ず設定する必要がある。	平成26年3月11日付事務連絡

No	区分	質問	回答	備考
5	ケアホームとグループホームの一元化	決定サービスコード「共同生活援助受託居宅介護サービス費対象者(330802)」について、受給者情報(支給決定情報)の決定支給量、1回当たりの最大提供量は、設定が必要か。	決定支給量については、必ず設定する必要がある。 1回当たりの最大提供量は、設定不要である。	新規
6	ケアホームとグループホームの一元化	決定サービスコード「共同生活援助受託居宅介護サービス費対象者(330802)」の決定支給量は、どのように設定するのか。	1月当たりの時間数を0.25(15分)単位で設定する。	新規
7	ケアホームとグループホームの一元化	インタフェース仕様書(都道府県編) 事業所異動連絡票情報(サービス情報) 項番19「サービス提供単位番号」のバイト数が2から3に変更されているが、既に国保連合会の台帳に登録されている情報についても、3桁で設定されているものとして取り扱うことになるのか。	お見込みのとおり。 既に国保連合会の台帳に2桁で登録されているサービス提供単位番号については、項目値の先頭に「0」を付加して3桁に変換する。	新規
8	ケアホームとグループホームの一元化	平成27年度まで、毎年地域区分と1単位単価が変更となるが、平成26年4月1日から、共同生活介護(ケアホーム)が共同生活援助(グループホーム)に一元化された場合、共同生活援助の1単位単価のみ適用されることになるのか。それとも、現行どおり、共同生活介護、共同生活援助のそれぞれの1単位単価が適用されることになるのか。	平成26年4月以降の共同生活援助の事業所については、共同生活援助の1単位単価のみ適用される。	新規
9	ケアホームとグループホームの一元化	平成26年3月7日開催の障害保健福祉関係主管課長会議において、共同生活援助の事業所における夜間支援等体制加算の算定要件として、「1の住居において夜勤の配置以外に宿直配置の日が一定程度(宿直配置の日数が、「1月に夜勤配置の日数を超えない範囲内)」あっても、夜勤体制を評価する加算(夜間支援等体制加算(I))を算定できるようにする。」とあるが、上記に該当する場合の事業所台帳情報(サービス情報)及び実績記録票はどのように設定すればよいか。	事業所台帳情報(サービス情報)については、夜間支援等体制加算区分の項目に「2:夜間支援等体制加算I」を設定する。 実績記録票については、夜間支援等体制加算の項目に、夜間支援等体制加算を算定する全ての日において、「1:夜間支援等体制加算I」を設定する。	新規

6. 平成26年4月施行分等の円滑施行に向けて

都道府県・市町村へのお願い

○台帳の整備

平成26年4月施行分の「ケアホームのグループホームへの一元化」によるケアホームからグループホームへの移行に伴い、みなし指定事業所に係る異動連絡票情報の提出等、事業所台帳の整備が必要となる。

また、みなし支給決定に係る異動連絡票情報の提出等、受給者台帳の整備が必要となる。

このため、都道府県の事業所台帳情報及び市町村の受給者台帳情報と事業者の請求情報の突合において、台帳の整備もれ等による請求エラーが発生することのないよう、都道府県及び市町村におかれては、事業所情報、受給者情報の入力・国保連への登録に当たっては万全を期されるようお願いしたい。

○事業者への周知について

都道府県、政令市等におかれては、平成26年4月施行分について、事業者からの請求処理が円滑に行えるよう、新設サービスの届出、各種加算の届出等、事業者に対し十分に周知願いたい。